

の適用については、平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十一第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十六号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十二条の三第一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十一第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十六号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」とする」とする。

第一項の規定がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十六号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二から第十七条の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

「法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項第三項及び第五項並びに法人税法」と「新租税特別措置法第六十二条第六項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十二項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」とする」と「新租税特別措置法第六十二条の三第十一項第二号中「第四十二条の十三まで」とあるのは「第四十二条の十三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第四十二条の十第二項並びに第四十二条の十一」とあるのは「第四十二条の十一並びに第六十二条の三」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	第十七条の 二第二項	省略
		省略

同上
同上
同上

				第六十三条
第十七条の二の三第二項	第十七条の二の三第十項	第四十二条の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二条の十	第四十二条の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二条の十	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
省略	省略	同法第四十二条の四第一項 第一項	同法第四十二条の四第一項 第一項	同法第四十二条の四第一項 第一項
とする	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする。	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする。	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする。
省略	省略	第十七条の三第一項 及び第四十二条の十二の三	第十七条の三第一項 及び第四十二条の十二の三	第十七条の三第一項 及び第四十二条の十二の三

		同上	同上
同上	同上	及び第四十二条の十一	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十
同上	同上	同上	同上
と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三並びに法人税法」とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三」	同上	同上

					第十七条の三の二第一項	第十七条の三の二第五項	第十七条の三の三第一項	第十七条の三の三第五項	第十六条の三の三第一項	第十六条の三の三第五項	第十六条の三の三第一項	第十六条の三の三第五項	第十六条の三の三第一項	第十六条の三の三第五項	第十六条の三の三第一項	第十六条の三の三第五項	
とする	同法第四十二条の四第一項	及び第四十二条の十二の三	第六十三条	省略	省略	省略	省略	省略	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二並びに法人税法」とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二並びに法人税法」とする	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

同上	同上	同上	同上	同上
及び第四十二条の十一	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二」とする	及び第四十二条の十一並びに旧効力措置法第四十二条の十	同上	同上

並びに法人税法」とする

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第二項	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
第三項	又は第四十二条の十二の三 第三項	若しくは第四十二条の十二の三 第三項又は旧効力措置法第四十二条 の十第三項	若しくは第四十二条の十二の三 第三項又は旧効力措置法第四十二条 の十第三項	同 上	同 上	同 上	同 上
第四項	若しくは第四十二条の十二 の三第四項	、第四十二条の十二の三第四項若 しくは旧効力措置法第四十二条的 十第四項	、第四十二条の十二の三第四項若 しくは旧効力措置法第四十二条的 十第四項	同 上	同 上	同 上	同 上
第五項	第六十八条の十五の六第一 項各号	改正法附則第三十四条第一項の規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の六第一項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	若しくは第四十二条の十一 第四項	若しくは第四十二条の十一 第四項若しく は旧効力措置法第四十二条的 十第四項	同 上	同 上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第二十三条 前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号	第六十八条の十五の三第一 項各号
第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	改正法附則第三十四条第一項の規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号	第七十七条の三の二までの規 定により読み替えられた第六十八 条の十五の三第一項各号

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。)第十七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の三までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第四十二条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
当該各号に定める金額を	<p>次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律、平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下の条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、震災特例法第十七条の三第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>
当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同	<p>次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律、平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下の条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>

同上	同上
同上	
当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同	<p>次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律、平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下の条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>

		額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条第三項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
第二項 又は第四十二条の十二の三 第三項	並びに前条	並びに前条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五项並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで

同上	同上	控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
又は第四十二条の十一第三項 又は第四十二条の十一第三項	並びに前条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五项並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の三並びに第十七条の三の二	並びに前条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五项並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の三並びに第十七条の三の二

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成二十四年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日
第二項	第六十八条の九	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」といいう。）第六十八条の九
第四項	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二	第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第六十八条の十五の二、第六十八条及び第五項並びに第六十八条の十五の五
第四十一条の十第一項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされるものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連絡措置法」という。）第六十八条の十四第五項」とあるのは、「旧効力連絡措置法」である。	並びに旧効力連絡措置法第六十八条の十四第二項」と、同条第十二項中「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第二項」とあるのは、「並びに旧効力連絡措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連絡措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは、「並びに旧効力連絡措置法第六十八条の十四第二項」と、同条第十二項中「「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連絡措置法」という。）第六十八条の十四第五項」とあるのは、「旧効力連絡措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「及び旧効力連絡措置法第六十八条の十四第五項」とする。

規定期による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項

第三十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連絡措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、同条第十項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「旧効力連絡措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連絡措置法」という。）第六十八条の十四第二項」と、「並びに旧効力連絡措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは、「並びに旧効力連絡措置法第六十八条の十四第二項」と、同条第十二項中「「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連絡措置法」という。）第六十八条の十四第五項」とあるのは、「旧効力連絡措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは、「及び旧効力連絡措置法第六十八条の十四第五項」とする。

第五項	第六十八条の九第十一項 第六十八条の九の二第七項	新租税特別措置法第六十八条の 第九十一項（所得税法等の一部 を改正する法律（平成二十五年 法律第号）附則第七十五 条の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第八条 の規定による改正前の租税特別 措置法第六十八条の九の二第七 項		
第十一項	前条第四項、次条第五項	第六十八条の十三第四項、第六 十八条の十五第五項、第六十八 条の十五の四第五項	第六十八条の十三第四項、第六 十八条の十五第五項、第六十八 条の十五の四第五項	第六十八条の十三第四項、第六 十八条の十五第五項、第六十八 条の十五の四第五項
	第十項	第四十二条の十第二項	旧効力措置法第四十二条の十第 二項	旧効力措置法第四十二条の十第 二項
	第十一項	同法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
	第十二項	第四十二条の十第三項	旧効力措置法第四十二条の十第 三項	旧効力措置法第四十二条の十第 三項
又は租税特別措置法第六十 八条の十四第二項	又は租税特別措置法等の一 部を 改正する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第三十三条第 一項（沖縄の特定中小連結法人 が経営革新設備等を取得した場 合の特別償却又は法人税額の特 別控除に関する経過措置）の規 定によりなおその効力を有する ものとされる同法第一条の規定 による改正前の租税特別措置法			

第十二項			
並びに租税特別措置法第六 十八条の十四第二項	並びに租税特別措置法第六 十八条の十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六 十八条の十四第二項	(以下「旧効力連結措置法」と いう。) 第六十八条の十四第二 項
「租税特別措置法第六十八 条の十四第五項」	「租税特別措置法第六十八 条の十四第五項」	「租税特別措置法等の一部を改 正する法律(平成二十四年法律 第十六号)附則第三十三条第一 項(沖縄の特定中小連結法人が 経営革新設備等を取得した場合 の特別償却又は法人税額の特別 控除に関する経過措置)の規定 によりなおその効力を有するも のとされる同法第一条の規定に による改正前の租税特別措置法(以 下「旧効力連結措置法」とい う。)第六十八条の十四第五項	

租税特別措置法第六十八条 の十四第五項」	租税特別措置法第六十八条 及び租税特別措置法第六十 八条の十四第五項	旧効力連結措置法第六十八条 の十四第五項」	
	及び旧効力連結措置法第六十八 条の十四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八 条の十四第五項	

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第六十八条の九(平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五成二十九条の二、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八(新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで、第六十八条の六十七及び第六十

2 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九(新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八(新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十

八条の六十八（平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三项及び第五项並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三项及び第五项並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三项及び第五项並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の六まで」とあるのは「第六十八条の十五の六まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部を改法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の六十八第十项第二号中「第六十八条の十五の六まで」とあるのは「第六十八条の十五の六まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附则第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二から第二十五条の六十八条の六十八条の六十八並びに法人税法」とする」とする。

第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一項中「並びに法人税法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三条第一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三条第一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「旧効力措置法」という。)第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三条第一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この号において「旧効力措置法」といふ。)第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」とする」とする。

第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条 の三第一項	第二十五条 の三第一項		第六十八条の六十九 第一項	第六十八条の十五の五まで 第一項	第六十八条の六十九、旧効力措 置法第六十八条の十四第二項、 第三項及び第五項	と、旧効力措置法第六十八条の 十四第二項中「法人税法」とあ るのは「東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第二十五条の二 の二第二項及び第三項並びに法 人税法」とする
及び第六十八条の十五の四	省 略		第六十八条の九第一項	第六十八条の十五の五まで 第一項	第六十八条の十五の五まで並び に旧効力措置法第六十八条の十 四	と、旧効力措置法第六十八条の 十四第二項中「第六十八条の十 五の二」とあるのは「第六十八 条の十五の二並びに東日本大震 災の被災者等に係る国税関係法 律の臨時特例に関する法律第二 十五条の二の二第二項及び第三 項」とする
及び第六十八条の十五の四	省 略		と、旧効力措置法第六十八条の 十四第二項中「法人税法」とあ るのは「東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第二十五条の二 の三第二項及び第三項並びに法 人税法」とする	租税特別措置法第六十八条の九 第一項	同上	同上

同上	同上		
及び第六十八条の十五	同上		
及び第六十八条の十五並びに旧	同上		

の三第六項								
第二十五条 の三の三第 二十五条								
第六十八条の六十九		とする	省略	第二十五条 の三の二第 五项	第二十五条 の三の二第 一項	省略	省略	省略
第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあ るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第二十五条の三並びに法人税法」とする	省略	省略	及び第六十八条の十五の四並び に旧効力措置法第六十八条の十 四	省略	省略	省略	省略

		同上	同上				
同上	同上	及び第六十八条の十五	同上			同上	同上
同上	同上	及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の十四	同上		十五条の三」とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三」とする	同上
十五条の三の二」とする	同上	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三」とする	同上			効力措置法第六十八条の十四	

				第一項
第二項 又は第六十八条の十五の四 第三項	省略	省略	省略	第一項
又是第六十八条の十五の四第 三項又は旧効力措置法第六十八条 の十四第三項	省略	省略	省略	同上
第三項 の三の三 五項	同法第六十八条の九第一項 とする	第一項 と、旧効力措置法第六十八条の 十四第二項中「法人税法」とあ るのは「東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第二十五条の三 の三並びに法人税法」とする	第一項 租税特別措置法第六十八条の九 に旧効力措置法第六十八条の十 四	第三項及び第五項

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十五条号)第八条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。)第六十八条の十五の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同上	同上		
項 又是第六十八条の十五第三 四第三項	同上	同上	同上
又是第六十八条の十五第三項 又は旧効力措置法第六十八条の十 四第三項	同上	同上	同上

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項 の四第四項	若しくは第六十八条の十五 の四第四項	、第六十八条の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項
第四項 省 略	省 略	同 上 第四項

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定の適用については、前項及び平成二十五年新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律へ平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」とい。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十
同 上	同 上

同 上 第四項	同 上 第四項	、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項
同 上	同 上	同 上 第四項

同 上	同 上

次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律へ平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」とい。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十

<p>当該各号に定める金額を</p>	<p>当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞ</p>
--------------------	---

<p>同上</p>	
<p>当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十九条の十四第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ</p>	<p>五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>

同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除了した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除了した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除了した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除了した金額とし、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除了した金額とし、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除了した金額とする。第三号

同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。」を

				並びに前条
				並びに前条、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで
				並びに前条、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで
				並びに前条、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで
該当するものに	該当するものに	該当するもの又は震災特例法第二十五条の二第四項、第二十五条の二の二第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の二の二第三项の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当する	該当するもの又は震災特例法第二十五条の二第四項、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の二第三项の規定を適用した	該当するもの又は震災特例法第二十五条の二第四項、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の二第三项の規定を適用した
		又は第六十八条の十第四項	又は第六十八条の十五	又は第六十八条の十五の四
		若しくは第六十八条の十第四項	若しくは第六十八条の十五	若しくは第六十八条の十五の四
		の四第四項	の四第四項	の四第四項

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関する経過措置)

第四項	省略	ものに
	省略	

第六十六条 省略

2 平成二十四年一月一日前に贈与により取得をした第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が、同日以後に贈与により取得をする第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が、同日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「同条第一項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」と、おいて「平成二十四年旧租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」と、「受け、若しくは受けようとする」とあるのは「受けた」と、「平成二十四年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」と読み替えるものとする。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第六十六条 同上

2 平成二十四年一月一日前に贈与により取得をした第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者が、同日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「同条第一項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成二十四年旧租税特別措置法」という。）第七十条の二第一項」と、「受け、若しくは受けようとする」とあるのは「受けた」と、「平成二十四年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅資金の取得をした者に限り、次に」とあるのは「次に」と、同項第一号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第一号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第二号又は」と、「取得をした租税特別措置法」とあるのは「取得をした平成二十四年旧租税特別措置法」と、同項第二号中「租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」とあるのは「平成二十四年旧租税特別措置法第七十条の二第一項第三号又は」と読み替えるものとする。

第一百五条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によるととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

- 一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。
- 二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準(所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)及び控除対象の範囲を含め、検討すること。
- 三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。
- 四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結

(税制上の措置)

第十四条の九 国は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めると、このにより、認定計画に係る隣接土地の所有権の取得等を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。
